

## 令和6年度税制改正における住宅ローン減税の制度変更 Q &amp; A

	質問	回答
1	本特例措置は令和6年からの実施が確定したのでしょうか。	本日閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」において政府としての実施の方針が決定されておりますが、その実施は関係税法が国会で成立することが前提となっております。
2	今回措置される、子育て世帯・若者夫婦世帯における借入限度額の維持や、床面積要件を40㎡以上に緩和する措置の延長は、令和6年に限った措置とのことですが、令和7年における措置はどうなるのでしょうか。	子育て世帯・若者夫婦世帯における借入限度額の維持や、床面積要件を40㎡以上に緩和する措置の延長の令和7年における取扱いについては、令和7年度税制改正において同様の方向性で検討し、結論を得るものとして令和6年度与党税制改正大綱に位置づけられているところです。
3	子育て世帯・若者夫婦世帯とは、具体的にどのような世帯を指すのでしょうか。	①年齢19歳未満の扶養親族を有する者 ②年齢40歳未満であって配偶者を有する者、又は年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者 が住宅ローン減税の適用を受ける場合が対象となります。 なお、上記の年齢については、入居年の12月31日時点における年齢とすることを想定していますが、関係税法の成立後、国土交通省HPにおいてご案内をさせていただきます。
4	床面積要件を40㎡以上に緩和する措置について、建築確認の期限を令和6年12月31日に延長するとのことですが、これは、子育て世帯・若者夫婦世帯に限って適用されることなのでしょうか。	床面積要件を40㎡以上に緩和する措置の延長については、現行通り、合計所得金額が1,000万円以下であることが要件であり、子育て世帯・若者夫婦世帯に限り適用されるものではありません。
5	令和6・7年に省エネ基準に満たない買取再販住宅に入居する場合、住宅ローン減税の適用外になってしまうのでしょうか。	令和6・7年に省エネ基準に満たない買取再販住宅に入居する場合は、借入限度額2,000万円・控除期間10年として、住宅ローン減税の適用を受けることが可能です。
6	今回の改正により、令和6年12月31日までに建築確認を受けた場合には、床面積要件が40㎡以上に緩和されるとのことですが、建築確認を受けて住宅の新築工事に着手した後に、設計変更などにより計画の変更があった場合には、計画の変更に係る確認済証も交付されることとなりますが、このような場合については、当初の建築確認に係る確認済証を確定申告の際に提出すればよいのでしょうか。	ご認識のとおりです。 また、省エネ基準を満たさない新築住宅に令和6・7年に入居し、令和5年までに建築確認を受けている場合は借入限度額2,000万円・控除期間10年として住宅ローン減税の適用が受けられますが、この場合の建築確認の考え方についても同様の考え方です。
7	令和5年までに入居し、既に住宅ローン減税の適用を受けております。子育て世帯や若者夫婦世帯ではないのですが、借入限度額が縮小されてしまうのでしょうか。	令和5年までに入居し、既に住宅ローン減税を受けている方については、従前の借入限度額等がそのまま適用されます。